

函館市簡易専用水道取扱指針

(目的)

第1 この指針は、水道法（昭和32年法律177号。以下「法」という。）第3条第7項に規定する「簡易専用水道」の設置者が、法第34条の2の規定による管理を適切に行うため必要な事項を定める。

(定義)

第2 「簡易専用水道」にかかる法の適用を受けるものは、水道法施行令第2条の規定により、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超える給水設備をいう。

2 設置者とは、「簡易専用水道」を設置している者をいい、一般的には当該「簡易専用水道」の設けられている建築物を所有している者をいう。

(水質基準)

第3 「簡易専用水道」により供給される水は、法第4条に規定する水質基準に適合するものでなければならない。

(管理義務)

第4 「簡易専用水道」の設置者は、法第34条の2第1項の規定に基づき、水道法施行規則（以下省令という。）第55条に規定する管理基準に従い、当該「簡易専用水道」を管理しなければならない。

(水槽の掃除)

第5 省令第55条第1号の水槽の掃除は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号、以下「ビル管理法」という。）第12条の2第1項第5号の規定による事業の登録を受けた者に行わせるか、あるいは、同法にかかる建築物環境衛生管理技術者等で水槽の掃除に関する専門的な知識を有する者が行わなければならない。

(検査義務)

第6 「簡易専用水道」の設置者は、法第34条の2第2項の規定に基づき、一年以内ごとに1回、省令第56条2項に規定する検査を受けなければならない。

(検査機関)

第7 法第34条の2第2項の検査を実施する機関は、法第34条の2第2項に基づく厚生大臣の登録検査機関とする。

(検査の方法)

第8 省令第56条第2項に規定する検査の方法は、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（平成15年7月23日 厚生労働省告示第262号）によるものとし、前条の検査機関が、現場において実施するものとする。

ただし、ビル管理法が適用される「簡易専用水道」については、同法に基づき適正な管理が行われている場合、同法10条に規定する帳簿書類を検査機関に提出することにより検査を受けることができるものとする。

(報告書の徴収、立入検査および改善命令)

第9 市長は、「簡易専用水道」の適正な管理を確保するに必要があると認めるときは、法第39条第3項に基づき設置者から必要な報告を徴収、または当該職員をして当該施設に立ち入らせ、水質もしくは関係帳簿書類を検査させることができる。

2 市長は、「簡易専用水道」の管理が、基準に適合していないと認めるときは、法第36条第3項及び第37条に基づき、設置者に対して当該施設の管理に関し、相当の期間を定めて必要な措置を採るよう指示及び命令することができる。

3 ビル管理法が適用される「簡易専用水道」については、同法の規定によるものとする。

(附則)

この取扱指針は、昭和55年4月1日から施行する。

改正 昭和61年11月 1日

改正 平成元年 6月 1日

改正 平成5年11月 1日

改正 平成16年 4月 1日